

総財務第14号
平成27年1月23日

別紙1

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿総務大臣
(公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組みられてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や

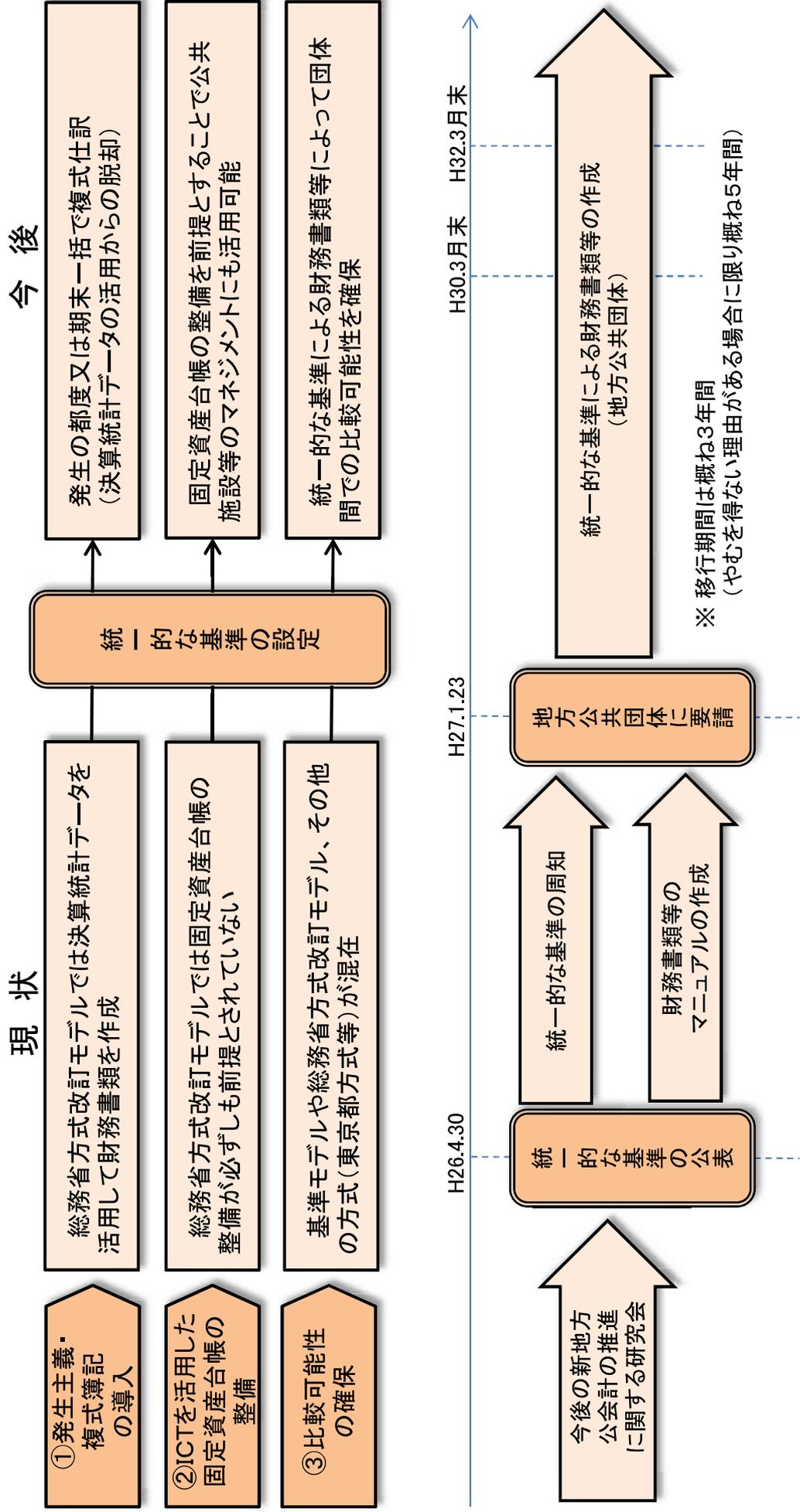
標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



1. 財務書類作成要領

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの
- ➡ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

- 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
〔・住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提〕
〔・固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載〕
- ➡ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの
- ➡ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

- 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの
- ➡ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニユアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニユアル」を平成27年1月に公表

↑ 具体的なマニユアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

↑ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

↑ 特別交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

↑ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

総 財 務 第 1 5 号
平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)

統一的な基準による地方公会計マニュアルについて

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号) のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月 23 日公表) が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言) に基づくものです。

記

1. 財務書類作成要領

統一的な基準による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等) の作成手順等を示したものであり、この中の仕訳変換表により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる。

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等を示したものであり、同台帳の整備により、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントが可能となる。

3. 連結財務書類作成の手引き

連結の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等を示したものであり、連結財務書類の作成によって、情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握による公共施設等のマネジメントも可能となる。

4. 財務書類等活用の手引き

財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法を示したものであり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる。